

## 2009 年度日本山岳救助機構 (jRO) 会員の皆様

日本山岳救助機構合同会社

### jRO 日本山岳救助機構 2009 年の事後分担金の通知とご報告 2008 年事後分担金の精算についてのお知らせ

## 2009 年度 事後分担金のご通知：**800 円**

事後分担金とは、各年の 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に発生した、カバレッジ制度の対象額(遭難救助費用補填金及び臨時費用補填金)の総額を、会員総数で除したものです。

### 会員期間開始日が属する計算期間の、事後分担金のお支払をお願い申し上げます。

2009 年度の計算期間は 2009 年 1 月 1 日～12 月 31 日です。この期間に会員期間が開始された会員の皆様に、1 会員あたり 800 円の事後分担金のお支払をお願い申し上げます。

団体・家族会員の方は、それぞれの会員期間ではなく、本会員の会員期間開始日(管理期間)が 2009/1/1 から 2009/12/31 の場合に、2009 年の事後分担金の支払い義務が発生しますので、ご注意ください(各会員の開始日が 2009 年でなくても、本会員開始日(管理期間)が 2009 年の場合には、2009 年の事後分担金をご負担いただいております。ご了承をお願いいたします)。なお、事後分担金には団体割引・家族割引等はありません。

\*計算値は P2 をご参照ください。

### 2008 年度支払済事後分担金精算額の確定および相殺(割引)額：**▲300 円(除く退会者)**

2008 年の事後分担金に関しては、当初 900 円と算出しましたが、2009/11/11 現在ほぼ確定し、結果として事後分担金としてお支払いいただいた金額の総額が、2008 カバレッジ対象額を上回ったため、2008 年の事後分担金をお支払いいただき、2009 年も jRO 会員の方に 300 円を相殺(割引)をさせていただきます。

### 対象；2009 年 jRO 会員かつ 2008 年事後分担金支払済(2008 会員) (退会者等を除く)

注意；2009 年 jRO 会員で、2008 年事後分担金をお支払いいただいた方でも次の方には相殺処理を行うことができません。ご容赦いただけますようお願いいたします。

相殺(割引)ができないケース

- すでに退会済 2009 年は jRO 会員でない場合(2009 事後分担金の案内、2009 から 2010 への継続案内が作成されない者)
  - 2008 年の本会員がすでに退会している
    - 2008 年は個人会員で、2009 継続時に jRO 個人を退会処理、あらたに団体へ加入した場合など
  - 2008 年と 2009 年で、本会員が異なる場合(団体を変更した場合など)
    - 可能な場合でも、2008 年の事後分担金をお支払いいただいた 2008 の本会員ではなく、2009 の本会員へ相殺(割引)処理が行われます。
    - 詳しくは 2009 から 2010 への別途継続の案内をご参照ください。
- \* 計算値は P3 をご参照ください

上記対象の方の事後分担金は、1 会員あたり 500 円(800 円－300 円)です！！

# 2009 事故分担金 800 円の計算 ;

文書にて正式に事故受付を行い、カバレッジ対象の遭難事故のみ掲載

月	遭難発生場所	遭難概要	被害	カバレッジ 支払済	残存見込額	支払	ヘリ 使用	ヘリ 種類	備考
1	那須 峰の茶屋 付近	1/2 入山後 行方不明となる 1/5所属山岳会メンバー により遺体発見。翌1/6遺体収容	死亡	¥569,362	¥0	済	あり	警察	
3	唐松岳	6名パーティーのうち2名が滑落する。うち1名を発見し、一緒 にピバーク。3/3救助される。	病院 収容	¥111,355	¥0	済			
3	北アルプス 唐 松岳	氷の上の新雪に足を滑らせて滑落。滑落中に左足を骨 折。悪天候が続き、救助が行われないうまま、2夜山中に閉 じ込められ、凍死	死亡	¥213,300	¥0	済	あり	防災	
3	北アルプス 唐 松岳	下山中 滑落 翌3/2 ヘリコプターにて救助	軽症		¥50,000	未	あり	警察	駆け付け費 用を請求予 定とのこと
3	ハケ岳 赤岳	6名パーティーにて下山時滑落	死亡	¥569,475	¥0	済	あり	警察	
4	鹿島槍ヶ岳	滑落したパートナーの救助要請のために下山中 凍死	死亡		¥550,000	未	あり	警察	
4	鹿島槍ヶ岳	滑落し、ロープに宙づりとなり 凍死	死亡		¥550,000	未	あり	警察	
6	ハケ岳 赤岳	地蔵尾根付近より 滑落	死亡	¥143,300	¥0	済	あり	警察	
8	新潟県 飯豊山	8/8 入山 入山した直後にルートを誤り 下山道を見出 せなくなったため、救助要請。8/11救助隊に先導されて 下山	無し	¥8,649	¥0	済	なし		
8	中央アルプス 東横川	クライムダウン中、5-6mの滝の中ほどから滑落。歩行が できなくなる	重症	¥294,164	¥0	済	あり	警察	
		小計		¥1,909,605	¥1,150,000				
		支払総額(=支払済+残存見込額)		¥3,059,605					11/11現在ほぼ確定
		推計値	11/11現在 未報告案件及び11/11以降発生案件に対応するため、	¥ 5,000,000					*下記参照
		2009年事後分担金 算出の際の基礎数字		¥8,059,605					2009事後分担金計算の分子
		2009年会員総数 1108現在のエラーなし会員総数		10,172					2009事後分担金の分母
		2009年暫定 事後分担金		¥800					792 円の100円未満を切上げて算出

\*2010年の事後分担金算出の際に最終的な精算額を算出します。

**\*推計値の算出について 500 万円 jRO カバレッジ満額約 2 名分としました。**

2008 年は、12 月に 3 件の遭難事故が発生しており、そのうちの 1 件は H21.11.11 現在も事故処理が完了していないものの、ほぼ満額のカバレッジの支払いが想定されたままの状態となっています。また一般的に、12 月の遭難件数は他月に比べ多い傾向にあります。さらに 2008 末の会員数約 6 千名に比べて、会員は 1.6 倍を超える約 1 万人となり、事故件数もそのまま 1.6 倍とはならないと思いますが、その分増えると考えるのが妥当です。

さらに、遭難事故の発生からその通知までいたい 1 カ月程度かかるケースが大変多いのが現状です。

したがって、11 月上旬において事後分担金を算出する場合、10 月の未報告事案から含める必要があると考えます。

推計値は、ある程度の安全率を取っているものの、500 万円という数字は現在の jRO の規約では最大の支払が起きた場合には、2 名分未満の金額であり、決して過大なものではないと考えています。

なお、2009 年のカバレッジ制度対象金額が確定されるのは、おそらく 2010 年秋以降。過不足が大きく発生した場合は、今回継続時の 2008 支払済の事後分担金同様、翌年の継続時に相殺処理を行う予定です。

### ▲300円 2008年事後分担金の精算額 相殺処理の計算：

昨年の事後分担金(900円)算出時は推計値を入れて、5,697,000円を分子とし算出しましたが、2009年11月11日現在 支払額と回収に関しては以下のような状態となっております。未だ、処理が完了しきれていないものが2件ありますが、新規の事故はまずありえず、したがってこれ以上の金額になるとは考えにくいので、2009年の事後分担金を算出する際に、2008年の扱いを決めさせていただきました。

月	遭難発生場所	支払済	残存見込額	遭難概要	被害
6	奥多摩 水根沢		¥40,000	転落 遺体搬送費	死亡
9	北アルプス 剣岳 小窓	¥240,000	¥0	雪渓へ向かう登山道で、50mほど滑落 岩に頭をぶつける 脳挫傷により死亡	死亡
10	西吾妻	¥136,800	¥0	ツアー登山に参加中 下山時に木道にて転倒骨折	重症
12	中央アルプス 檜尾岳	¥128,750	¥0	2名パーティーにて縦走中、1名が滑落、行方不明となる。自力で小屋までいくが、閉鎖中。ビバークののち、危険を判断し、救助要請	無し
12	大朝日岳		¥2,750,000	強風で飛ばされ、沢に転落 最大を想定	死亡
12	南アルプス北沢峠	¥81,026	¥0	下山中 凍結した登山道にて滑落し、膝を負傷。歩行不能となったため、同行者が山小屋に救助要請	重症
	小計	¥ 586,576	¥2,790,000		
	2008_カバレッジ対象額 (ほぼ確定)	¥ 3,376,576		21.11.11 現在 未払い2件あり	

2008年事後分担金の回収状況に関して;11/11 現在 11/27の引落結果は不明のため、不能率6%にて算出しました。上記 カバレッジ事故の確定状況 及び、下記NSSによる口座振替状況、ゆうちょ振替による支払状況により、2008年事後分担金の確定精算額は、1名あたり▲300円の相殺としました。100円未満を切捨てしているのは、請求処理・精算処理を、できるだけ誤りなく簡便に行うためと、万が一カバレッジ対象金額が、お支払いいただいた事後分担金を上廻った場合のためです。

なお、本相殺(割引)処理は、2009年のjRO会員のうち2008の事後分担金を支払済の方(2008会員)を対象とします

	NSS請求	不能	完了	口振率	
NSSのみ	¥ 5,966,100	¥ 318,600	¥ 5,647,500	94.660%	平均口座振替成功率
人数	6,629	354	6,275		NSSから口座振替完了(見込)人数
ゆうちょ			¥ 335,700		自発的支払 及び 口振り不能者催促による
TOTAL	金額		¥ 5,983,200		
B	事後分担金支払済人数		6,648		全ての支払い方法での事後分担金支払済人数
口座振替日	NSS請求	不能	完了	口振率	
4月27日	¥ 3,496,510	¥ 108,000	¥ 3,388,510	96.911%	
5月27日	¥ 481,490	¥ 63,000	¥ 418,490	86.916%	
6月29日	¥ 890,100	¥ 107,100	¥ 783,000	87.968%	
7月27日	¥ 327,600	¥ 17,100	¥ 310,500	94.780%	
8月27日	¥ 239,400	¥ 6,300	¥ 233,100	97.368%	
9月28日	¥ 162,900	¥ -	¥ 162,900	100.000%	
10月27日	¥ 117,900	¥ 1,800	¥ 116,100	98.473%	
11月27日	¥ 250,200	¥ 15,300	¥ 234,900	94%	*下記方法にて算出11/11
11/27 不能額算出 25020x不能率6%=15012 ÷900=16.68 切上げて17x900=15300					
TOTAL	回収済事後分担金金額		¥ 5,983,200		jRO会員からお支払いいただいた事後分担金総額
2008 ほぼ確定事後分担金			¥ 3,376,576	2件未確定	最大として
A	超過額		¥2,606,624		
B	事後分担金支払い済人数		6,648		
A/B	支払済事後分担金精算額		¥ 300	392	A÷Bより100円未満を切捨て

(退会者等対象外)が、一部システム上の問題で対応ができないケースがございます。詳細p1

# jRO NEWS 2年目(2009年)の概況についてのご報告

## 2009 事後分担金について: 800 円または 500 円

ご注意:2009 年jRO 会員で 2008 年事後分担金をお支払いの方には精算処理が行われます。

適用についてはp1、 事後分担金、及び 2008 事後分担金精算額計算についてはp2.3 をご参照ください。

	2008 支払済 事後分担金精算額	2009 事後分担金	トータル
<b>2008 年事後分担金支払者</b> (08 年入会)	▲ ¥ 300	¥ 800-	¥ 500-
<b>2009 年jRO 会員(09 年入会)</b> (2008 事後分担金支払無=2008jRO 会員でない場合)	0	¥ 800-	¥ 800-

## 会員人数について: 10,000 名の超えました。

おかげさまで、1つの節目である会員、1万名の壁を無事に超えることができました。制度上、規模が大きければ、それだけ、事後分担金が安くなるという訳ではありませんが、やはり、ある程度の規模を持つことにより、運営の安定化ができると思っております。

## 事故状況について: 病気による遭難事故がありませんでした。

2009年も、08年同様事故はあまり発生しませんでした。(2009/11 月現在)  
また民間ヘリが飛ばなかったことも特徴の1つです。

P2 事故の2009カバレッジ対象支払済金額の内訳を記します。

<b>搜索救助費用</b>			
有料救助隊	944,028		
民間ヘリ	0		
救助者交通費	254,715	<b>臨時費用</b>	
救助者宿泊	94,575	遺体搬送費	489,720
救助者食費	6,153	駆けつけ費用	71,000
消耗品費	35,150	謝礼代	14,264
<b>小計</b>	<b>¥ 1,334,621</b>	<b>小計</b>	<b>¥ 574,984</b>
<b>支払済 カバレッジ合計</b>			<b>¥ 1,909,605</b>

\*2009 事後分担金の算出については上記支払済のほか、未請求、未報告案件も推計の上、決定しています

## 継続のお手続きについて: 会員資格によって異なります！！

●個人&家族 自動継続となります。継続の場合は、なにもする必要はありません(口座にエラーが出ている場合を除く) 退会<sup>1</sup>希望の場合は締切日までに退会届を事務センターまで請求のうえ、作成ご提出下さい。

●団体の場合: 継続者&退会者の確認と、新規に入会する者のリストを締切日までにご提出ください。締切日までに提出がない場合には全会員分の事後分担金のみを口座に請求させていただき、継続を行わない事務処理(退会処理)をとらせていただきます。

詳しくは 満期 継続の案内をご参照ください。

<sup>1</sup> 退会の場合でも会員期間に発生 of 事後分担金はお支払いいただきますので、ご了承をお願い申し上げます。